



白環第140号
平成24年5月21日

東京電力株式会社
代表取締役社長 西澤俊夫様

千葉県白井市長 伊澤史夫



放射性物質の除染等の措置に要した費用の請求について

白井市は、平成23年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染に対し、同年6月より、空間放射線量の測定や、表土除去等の除染等の措置を実施しており、今後も「白井市除染実施計画」に基づき鋭意推進することとしています。

これらの除染等の措置については、多大な費用と労力を費やしており、また、今後もさらに拡大していくこととなります。この事態について、当市は、貴社が管理運営する原子力発電所の事故により引き起こされたものと捉えていることから、原因者負担の原則に基づき、貴社に対して、下記のとおり、当市が平成23年度に実施した除染等の措置に要した費用を請求します。

なお、平成24年度以降に生じる費用についても改めて請求します。

記

平成23年度に白井市が放射性物質の除染等の措置に要した費用：金 995,533 円

(内訳) ①農産物、小・中学校・保育園給食食材及び薪焼却灰中の放射能検査関係費用： 166,357 円
②人件費： 829,176 円

※平成24年2月以前に支出または確定した費用については3月13日に貴社東葛支社様を通じて請求しているため、上記費用に含めておりません。

白井市環境建設部環境課放射線対策室
〒270-1492
千葉県白井市復1123
TEL047-492-1111